

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	建築基準法第12条第8項に定める台帳（工作物）	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	計画調整局建築指導部建築確認課、建築企画課、監察課、開発調整部開発誘導課	
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法に係る各種業務	
記録項目	1 建築主の氏名、2 建築主の住所、3 敷地の位置（地名地番）、4 工作物の用途、5 高さ、6 構造区分、7 工事着手予定日、8 工事完了予定日、9 建築確認済証番号、10 建築確認日、11 建築主事名・交付者名、12 検査済証番号、13 検査済証交付日、14 検査済証交付者名、他	
記録範囲	確認申請においての建築主、設計者等（平成25年度以降）	
記録情報の収集方法	確認申請物件の本人または代理人による申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務局行政部行政課（情報公開グループ）	
	（所在地）〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）総務局行政部行政課（情報公開グループ） （所在地）〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	